

控 訴 人 特定非営利活動法人空援隊

被控訴人 日本放送協会

控訴人 第1準備書面

平成24年5月20日

控訴人 特定非営利活動法人空援隊

理事長 小西 理

頭書事件に関し、平成24年5月1日付「控訴理由書」に加えて、控訴人の主張の補充を行う。

第1 証拠の追加補充

1 ワンワン村、元村長の証言

イフガオ州での現地証言者は、アバタン村の村長、及び、村民男性のみならず、ワンワン村の元村長（取材時は村長）においても、本件番組が、事実と違ったものになっている旨を宣誓供述している。（甲2.3.27.28）

特に、本件摘示事実（b）のワンワン村での会合が、訴外亀■■氏による村民への圧力発言によって恣意的に操作されていたものであること、及び、被控訴人もその脅迫ともとれる発言の現場にしながら黙認し、更には誤訳によって、控訴人に対する非難を強調するシーンとして編集していたことを証言している点につ

き、本件番組の重大なる捏造行為が明らかである。

2 アバタン村、村民男性の追加証言

本件摘示事実（a）及び（c）の根拠として登場しているアバタン村民男性は、

- ・ 控訴人が、遺骨一体あたり 500 ペソ換算の金ではなく、250 ペソの日当を彼らに支払っていたこと。
- ・ 被控訴人取材班が、自分たちが用意した地図を渡して、男性に演技をするよう指導していたこと。
- ・ 年収の話は何もしていないのにも関わらず、24,000 ペソが男性の年収の半分に相当する大金であると、勝手に決め付けられたこと。
- ・ 特定の質問に固執した非常に恣意的なインタビューをされたこと。
- ・ 「正確な場所を示したものはあるか」と聞かれ「ない」と答えたところを誤訳によって、「(村長に) 遺骨の発見場所を言っていないのか?」「言っていない。」とすり替えて字幕が入れられていたこと。等、本件番組のアバタン村村民男性のシーンが、事実と違うものになっていると証言している。

これは、控訴人や厚生労働省への取材でも同様の傾向が見られ、被控訴人が、物事に対する公正で客観的な視点での調査をしていたのではなく、予め用意したシナリオに添ったシーンを撮影することを目的とした、非常に独善的なインタビューを現地でも行っていたことが伺える。

尚、この男性が、昨年につき、再び今回も宣誓証言を行っているのは、彼は、顔や名前を出さないことを条件に取材に応じたにもかかわらず、本件番組では、その肖像が何の処理もされずに放送され、結果として、男性は、周りの住民から盗骨者であるかのような有らぬ疑いをかけられ、現在も多大な損害を受け続けているからに他ならない。(甲 2、28) 加えて、この男性は、誇り高きイフガオ州の住民が、その厚い信仰から、金銭目当てに墓を暴いたり祖先の遺骨を盗んだりする質の人間ではないことを強く証言している。

3 フィリピン政府による遺骨の証明、並びに、詳細な御遺骨情報の報告

収集された遺骨の鑑定は、控訴人の事業には含まれず、遺骨判別については、全て日比両政府の合意によって行われ、控訴人は関与していない。加えて、日本に送還されている御遺骨が旧日本兵のものであることは、フィリピン政府が承認しており、大統領府直轄の国立博物館がそれを証明している。(甲 29)

これらの事実は、通常取材で容易に知り得ることであり、被控訴人も当然に知っていたと思われる。しかし、本件番組ではこの事実は無視され、あたかも控訴人が独自に遺骨の判別を行って、日本へ送還していたかのように放送している点につき、明らかに虚偽であり、かつ、遺骨判別の責任の所在を視聴者に正しく明示しなかったことは、被控訴人の過失・故意性を裏付けている。

また、控訴人は、「事業報告書」において、詳細な御遺骨情報を厚生労働省に報告(甲 30)しており、遺骨判別の根拠は宣誓供述書だけではない。厚生労働省が控訴人に委託した事業が、情報収集事業であることからして、遺骨に付された宣誓供述書以外にも相応の報告がなされているであろうことは、通常常識を弁えた社会人であれば当然推知できるところである。従って、被控訴人においても、容易に「事業報告書」の確認が出来得たものであるが、原審における主張の中にもそのような事実はなく、取材過程の怠慢(或いは故意)によって、事実誤認のまま、本件番組を放送していたことが明らかである。

4 訴外亀■■氏の執拗な反対行動

本件番組の制作に多大な影響を与えた訴外亀■■氏は、現在も継続的に、一部遺族らとともに、フィリピンにおける日本の遺骨収集事業に対する反対行動を行っている。(甲 11、24、25、31) 同様に、被控訴人が現地情報として多数証拠提出している「まにら新聞」は、亀■■氏らの行動を恒常的に報じている。

第2 小括、結語

以上のことから、本件番組の摘示事実は、被控訴人の過失・故意による違法行為であり、真実相当性が認められず、不法行為が成立しているのは、明らかである。

よって、控訴人は、原判決を取り消した上で、審理不十分で差し戻し、或いは、本控訴審での十分な審理のもと、控訴状に記載のと通りの判決を求める。

以上